

第三中学校改築工事 基本設計業務委託 業者選定要領

1. 趣旨

現在の第三中学校校舎は昭和 55 年に鉄骨造校舎として竣工したが、外壁や床面など建物全体に老朽化が進んでいる。また一方で、市財政は厳しい状況に陥っており、そのような中、義務教育施設である第三中学校の改築計画を早急に進めていかなければならない現状である。

本委託業務は、第三中学校施設整備にあたり、教育環境の向上・将来の生徒数の増減及び社会の変化に対応できる機能・建物の長寿命化など多様なニーズに配慮するとともに、コンパクトな計画で建設の初期投資を抑え、かつメンテナンス費用等のライフサイクルコスト縮減も踏まえた施設整備を目的とする。

また、将来の武道場（柔道場・剣道場）の改築及び中学校統合を視野に入れた増築計画も併せて検討する。

2. 業務名称 第三中学校改築工事 基本設計業務

3. 選定方式 公募型プロポーザル方式

4. 業務内容 別紙「第三中学校改築工事 基本設計業務委託 仕様書」のとおり

5. 契約上限額 29,916,000円(税込)

6. 参加資格

- (1) 当該業務における館山市入札参加適格者名簿に登載されている者
- (2) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ・対象工事の入札日前 6 カ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 参加者は以下の実績を有すること。

過去 15 年間の、元請（単体又は設計共同体（出資比率 30%以上の構成員））で、国又は地方公共団体が発注した、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの建設に関する基本設計及び実施設計業務を完了した実績（新築・改築に限る）。

- (5) 当該業務における総括責任者は、過去 15 年間に延べ 3,000 m²以上の小学校、中学校、高等学校のいずれかの建設に関する基本設計及び実施設計業務において、総括責任者として実績（新築・改築に限る）を有すること。

7. 提出書類様式

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書（様式 1）

- (2) 提案書

- ① 「基本設計業務委託仕様書 II 2. (2) 改築における施設のあり方」に基づき、提案書（様式任意）を A3 判ヨコ 2 枚以内、共に文字は 10.5 ポイント以上で提案する。

提案内容は、【重点項目】を網羅するとともに、【検討項目】において提案可能な内容についても記載すること。

- ② 記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 配置概念図の記載を求める。
- ・ 上記以外の提案については、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。ただし、文章のみでは提案内容を十分に表現できない場合に限り、文章を補完するための最小限のイラストやイメージ図等の概念図（公共建築協会「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」に準ずる）の挿入を認める。
- ・ 提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）を特定できる内容の記述（具体的な社名及び業務名）を記載してはならない。

- (3) 会社概要・設計業務実績書（様式 2）及び

総括責任者・主任技術者の業務実績（様式 3）

- (4) 見積書（様式 4）

提案説明会当日に持参すること。

- (5) 質疑書（様式 5）

用紙は全て A4 判タテとする。

8. 書類等の提出期限等について

提出期限	提出書類等	提出部数等	備考
平成 30 年 5 月 2 日 (水) 12:00 まで (電子メール)	1. 質問書（様式 5）	各 1 部	

平成 30 年 5 月 11 日(金) 17:00 まで (持参又は郵送)	1. 公募型プロポーザル参加申請書(様式 1) 2. 会社概要・設計業務実績書(様式 2) 3. 総括責任者・主任技術者の業務実績 (様式 3)	各 1 部	
平成 30 年 6 月 20 日(水) 17:00 まで (持参又は郵送)	1. 提案書 (任意様式:A3 ヨコ 2 枚以内)	10 部	1 部に, 社名 を記載する こと
平成 30 年 6 月 26 日(火) (当日持参)	1. 見積書(様式 4)	1 部	提案説明会 当日提出

9. 選定方法

別紙「第三中学校改築工事 基本設計業務委託 提案説明会実施要綱」による。

10. 提案説明会の日程等について

平成 30 年 6 月 26 日(火) 10:00 から(予定)

会場: 館山市役所 本館 2 階会議室

※説明時間: 約 20 分以内

※質疑応答: 約 10 分程度

※開始時間等詳細は, 参加資格の審査結果通知の中で報告する。

※事前に提出した提案書を使用すること。

※業務を受託した場合の配置担当者(総括責任者又は意匠担当主任技術者)を出席させること。

※必要な機器等は, 各提案者が用意すること。ただし, プロジェクター及びスクリーンは, 本市で用意する。

11. 本件に関する質疑提出先

本件に関する質疑は, 平成 30 年 5 月 2 日(水) 12:00 までに, 館山市 建設環境部 建築施設課 施設整備係で電子メールにて受け付ける。

回答については, 平成 30 年 5 月 8 日(火) 17:00 までに, 電子メールにて回答する。

12. 失格要因

- (1) 提出期限内に適合しない場合
- (2) 参加者資格及び参加条件を満たさない者
- (3) 虚偽記載又はすでに発表されたものと同じもしくは盗用の疑いがあると認められる場合
- (4) 記載すべき事項の全部, 又は一部が記載されていない場合

(5) 記載すべき事項以外の内容（設計者が特定できる表現等）の記載がされている場合

13. その他

- (1) 提案書の作成，提案説明会等に係る経費は応募者の負担とし，提出された書類は返却しない。また，申請書等の書類は，提案説明会の参加資格を審査するための参考資料とするものである。
- (2) 提出期限までに提案書等が到着しない場合は，棄権したものとみなす。
- (3) 郵送の場合は，書留郵便とすること。
- (4) 選定結果について異議申し立ては認めない。

【問い合わせ先・書類提出先】

〒294-8601

千葉県館山市北条 1,145-1 館山市役所

建設環境部 建築施設課 施設整備係

TEL : 0470-22-3752, FAX : 0470-23-3116

メールアドレス : kenchikushisetsu@city.tateyama.chiba.jp